

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年9月14日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石田浩二

東京都港区新橋三丁目9番4号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン京都南インター店

京都市伏見区中島中道町3番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 10時 閉店時刻 20時	開店時刻 9時 閉店時刻 21時45分

来客が駐車場を利用することができる時間帯	9時45分から20時15分まで	8時45分から22時まで
----------------------	-----------------	--------------

(3) 変更年月日

平成21年10月5日

3 届出年月日

平成21年8月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成21年9月14日(月)から平成22年1月14日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成21年12月29日から平成22年1月3日までを除く。を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年1月14日(木)

(産業観光局商工部商業振興課)